

震災からの復興に向けた 道のりと見通し

復興庁 参事官 ささもり ひでき
笹森 秀樹

1 はじめに

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生した我が国観測史上最大規模のマグニチュード9.0、最大震度7の東日本大震災からこの3月で丸5年を迎えました。この地震では千年に一度といわれる大津波が発生し最大遡上高さ40.1mを記録しました。また、地震と津波により福島第一発電所の3基の原子炉で炉心融解が発生し、周辺地域に放射性物質を放出する原子力災害を引き起こしました。

東日本大震災では、死者1万5,894名、行方不明2,563名^{※1}、震災関連死3,407名^{※2}、計2万1,864名を数え、建築物の被害も全半壊39万9,218戸^{※3}に上る甚大な被害が生じ、被災地では、今も懸命に復旧・復興が進められています。

集中復興期間に引き続き、平成28年度より後期5カ年の「復興・創生期間」がスタートします。関係者の御尽力もあり、岩手、宮城両県では住まいの再建や産業・生業^{なりわい}の再生が着実に進展し、復興は新たなステージを迎えています。また、福島県でも平成27年9月に檜葉町で避難指示が解除されるなど、復興に向けた動きは着実に進展しています。

平成27年度補正予算と平成28年度当初予算にお

いては、復興のステージに応じて生じる課題に的確に対応しつつ、「復興・創生期間」における被災地の復興に必要な取組みを強力に推進することとしています。

「復興・創生期間」を迎えるにあたり、新たな課題として、

- ① 被災者支援総合交付金の創設、
 - ② 防災集団移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ、
 - ③ 観光復興等に向けた本格的な取組み、
 - ④ 原災地域を中心とした産業・生業^{なりわい}の再生、
 - ⑤ 震災記憶の風化、風評への取組みの強化
- の5項目を復興大臣から発表し、税制、予算等を活用して的確に対応していくこととしています。

2 復興に向けた姿勢・財源の確保

復興の加速化は政府の最重要課題です。平成27年6月に、平成28年度以降の新たな5年間である「復興・創生期間」の復興事業の規模と財源を決定しました。「復興・創生期間」においては、5年間の合計で6.5兆円、10年の復興期間の合計としては32兆円を復興事業費として見込み、そのた

※1 平成28年1月8日現在。

※2 平成27年9月30日現在。

※3 平成27年6月10日現在。

めの新規財源として3.2兆円を確保しています。

また、第3次安倍改造内閣の発足後、閣議決定された「基本方針」においても、復興の加速化が第一の課題として掲げられています。

安倍内閣の「基本方針」
(平成27年10月7日閣議決定)

○復興の加速化

- ・閣僚全員が復興大臣であるとの意識を共有。
- ・省庁の縦割りを厳に排し、現場主義を徹底。被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島再生を、更に加速。

3 復興の基本方針の見直し

東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第3条等に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)を策定しており、この中で、集中復興期間終了前に必要な見直しを行うこととされています。

これを受けて、現在その見直しを行っており、既存の方針や復興の進展等を踏まえつつ、復興・創生期間において重点的に取り組む事項を明らかにすることとしています。

地震・津波被災地域においては、平成28年度にかけて多くの恒久住宅が完成時期を迎える等、復興は「総仕上げ」に向けて新たなステージに入ります。

福島県においては、平成29年3月に避難指示解除等が進み、本格的な復興のステージに移行する一方で、福島県の復興・再生は中長期的対応が必要です。復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、課題先進地である被災地において、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を目指してまいります。今後、被災地の意見も踏まえ、3月に向けて

取りまとめることとしています。

4 各分野における取組み

(1) 被災者支援

避難者数は約47万人から約18万人^{※4}まで減少しましたが、避難生活の長期化に伴い、心身のケアとコミュニティ形成が重要な課題となっています。避難生活の長期化による被災者の心身の健康の維持や恒久住宅への移転に伴うコミュニティの再生、生きがいつくり等の「心の復興」など、復興の新たなステージに応じた切れ目のない支援を行ってまいります(写真1、2)。

また、応急仮設住宅から恒久住宅への移転に当たって、住宅・生活再建に係る支援に取り組んでまいります。

(具体的な取組みの例)

- ・50の対策からなる「被災者支援(健康・生活支援)総合対策^{※5}」を着実に推進
- ・見守りや生きがいつくりなどの被災者の心身のケアに対する支援、被災者の移転に伴うコミュニティ形成等を引き続き支援
- ・円滑な恒久住宅への移転や暮らしの再建のため、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備、学校校庭にある応急仮設住宅への対応を支援
- ・子どもが心身ともに健やかに育成されるよう総合的に支援するとともに、被災した子どもが安心して学ぶことができる環境の確保に取り組む

(2) 住宅再建・復興まちづくり

住宅再建・復興まちづくりについては、これまで、用地取得の手続きの簡素化・運用改善や設計労務単価の引上げ等の5度にわたる100近い加速

※4 平成28年1月14日現在 17万7,866人。

※5 平成27年1月23日策定。



写真一 見守り活動



写真三 災害公営住宅 (岩手県大槌町大ケ口地区)



写真二 生きがづくり



写真四 高台造成 (宮城県東松島市野蒜北部丘陵地区) 出典: UR

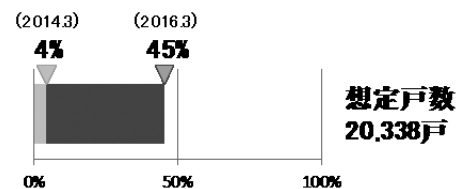
化措置を講じてきました。

その成果もあり、現在、復興のステージは「計画策定」、「用地取得」から「工事实施」の段階に移行しており、工事は最盛期を迎えています（写真一 3, 4）。住宅の自主再建は約12万件^{※6}、高台移転による宅地造成は平成27年度末までに全体の約5割である約9千戸分の完成見込み、災害公営住宅は平成27年度末までに全体の約6割である約1.7万戸の完成見込みとなっています（図一 1, 2）。

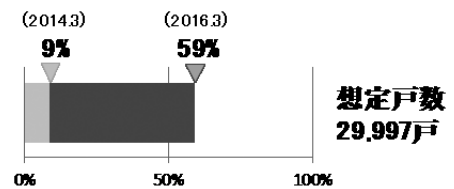
引き続き加速化措置を推進し、きめ細やかに市町村を支援してまいります。

また、まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠です。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の供給体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備してまいります。

さらに、集中復興期間において道路、河川、上下水道等のうち、生活に密着したインフラの復旧は概ね終了しつつあることから、今後は、災害に



図一 1 高台移転による宅地造成の進捗率



図一 2 災害公営住宅の進捗率

強く、かつ被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進めてまいります。

※6 被災者生活再建支援金（加算支援金）支給済み件数（平成27年11月30日時点）。

(具体的な取組みの例)

- ・住宅再建・復興まちづくりについて、工事加速化支援隊を活用し、引き続き市町村に対するきめ細かな支援を実施
- ・被災者生活再建支援金の支給とともに、住宅の自力再建のための借入に係る利子相当額の補助など、各種支援施策を着実に推進
- ・仮設店舗から本設店舗への移行支援等により商店街を再建し、まちのにぎわいを再生
- ・応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保等を支援
- ・医療・介護提供体制の復興について、引き続き必要な支援を実施。また、地域包括ケアシステムの構築を、地域の実情に応じて促進
- ・復興道路・復興支援道路等の緊急整備
- ・鉄道の復旧に向け、関係者間で緊密に連携
- ・港湾の復旧及び被災地の経済復興の礎となる港湾整備を推進
- ・合意形成がなされた海岸について速やかに復旧・復興が進むよう支援
- ・農林水産業の再生に向け、農地の復旧や大区画化、漁港、海岸防災林等の復旧・復興を推進

(3) 産業・^{なりわい}生業の再生

被災3県の鉱工業生産は、概ね震災前の水準程度に回復していますが、グループ補助金交付先企業のうち、売上げの水準が震災直前の70%まで回復した企業は約6割、震災直前と同水準以上まで回復した企業は約4割となっており、地域や業種ごとに企業の売上げの回復にはばらつきがあります。

これまで、仮設店舗等の整備や、二重ローン対策等による企業活動の再開・継続の支援、津波や原子力災害で被害にあった地域の企業立地の促進等を行ってきたところです。引き続きこれらの取組みを行うとともに、今後、市街地のにぎわいを



写真一 田老まちびらき記念式及び同日開催の「鮭・あわびまつり」
(岩手県宮古市田老地区、平成27年11月22日)



写真一 共同店舗型商業施設シーパルピア女川
(平成27年12月23日オープン、女川町)

取り戻すために商業施設の整備を支援してまいります(写真―5, 6)。また、「グループ補助金」において、新商品開発など、新分野進出等を見据えた新たな取組みの実施を支援するほか、被災地企業の新規事業立ち上げ等に対する専門家による集中支援を実施してまいります。

(具体的な取組みの例)

・「産業復興創造戦略^{※7)}」に基づく創造的な産業復興の実現を目指し、被災した施設等の復旧・整備や二重ローン対策、資金繰り支援等に取り組むとともに、売上げの回復が遅れている業種の復興を加速化するため、官民連携による販路開拓・商品開発支援のほか、以下の重点課題に取り組む

① 商店街の再生：

仮設店舗から本設店舗への移行支援等により商店街を再建し、まちのにぎわいを再生(再掲)

② 農林水産業の再生：

農地の大区画化・利用集積、食品の安全の確保、国内外の風評被害の払拭、木材の安定供給の確保、水産加工業の販路の回復・新規開拓等の取組支援

③ 観光の振興：

広域観光周遊ルート形成をはじめとするインバウンド促進等、自然・文化・食等の資源をいかし、関係省庁で連携した観光振興を推進

(4) 福島復興・再生

福島県においては、いまだに約10.0万人^{※8)}の方が避難され、そのうち避難指示区域からの避難者は約7.0万人^{※9)}となります。

早期帰還者(戻る方)への対策として、除染、インフラ復旧、生活関連サービスの再開、町内復興拠点の整備を行ってまいります。田村市では平成26年4月に、川内村では平成26年10月に、楡葉町では平成27年9月に避難指示解除等を行ったところです。

長期避難者(待つ方)への対策として、復興公営住宅が平成27年度中に約1,300戸(全体の約26%)の完成見込みとなっています。

新しい生活を始める方には、賠償の支払いや、就業、住宅のあっせんを行ってまいります。

避難指示解除準備区域・居住制限区域については、平成29年3月までに避難指示を解除できるよう環境整備に取り組んでおり、本格的な復興のステージへと移行してまいります(写真―7, 8, 9)。

(具体的な取組みの例)

① 事故収束(廃炉・汚染水対策)

・廃炉・汚染水対策の安全かつ確実な実施と適切な情報発信

② 放射性物質の除去等

・国・市町村の除染実施計画に基づく面的除染の完了に向けた取組み、中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の継続的搬入、指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理、減容・再生利用技術等の開発

③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組み等

・放射線量等きめ細かく抜け落ちのないモニタリングとそのわかりやすい情報提供
・除染の十分な実施、放射線に係る住民の方々の健康管理の支援や個々人の放射線不安に対応したリスクコミュニケーションの充実、インフラの復旧、商業機能や医療・介護施設、学校の復旧等生活再開に必要な環境整備などの住民の帰還支援に向けた取組みを加速
・避難指示解除準備区域・居住制限区域について、事故から6年後(平成29年3月)までに避難指示解除できるよう、環境整備を加速
・必要十分な賠償の円滑な実施
・コミュニティ維持・形成や、避難住民への

※7 平成26年6月10日産業復興の推進に関するタスクフォース決定。

※8 平成28年1月30日現在。

※9 平成27年9月5日時点。

見守り・心のケア、生きがいづくり等の被災者支援、安定した生活環境の確保

・鳥獣被害対策の推進

④ 中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化

・中長期、広域の視点で策定された福島県12市町村の将来像の提言の個別具体化・実現

・イノベーション・コースト構想における廃炉研究開発、ロボット研究・実証、国際産学連携等の拠点の整備・立地等の推進

・JR常磐線の早期全線開通

・町内外の復興拠点について、円滑かつ迅速な整備を支援

・帰還困難区域の今後の取扱いについて、引き続き地元とともに検討

⑤ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組み

・福島相双復興官民合同チームの個別訪問などを踏まえつつ地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策の充実

・帰還に向けた企業立地支援による雇用創出

・農林水産業支援のための支援

・風評被害対策の継続的な検証、一層の効果的取組みの推進

・医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保を支援

(5) 「新しい東北」の創造

被災地は人口減少、高齢化、産業の空洞化といった全国の抱える課題が顕著になっています。インフラや住宅等（ハード）の復旧が進みつつある中、「まちのにぎわい」を取り戻すためには、「人々の活動（ソフト）」の復興が必要です。

このため、「新しい東北」の創造に向けて、国・自治体のみならず、企業・大学・NPOなど、民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、全国のモデルともなり得る挑戦的な取組み（従来の手法や発想にとらわれない取組み）を推進してまいります（写真―10）。



写真―7 飯舘村営復興公営住宅飯野町団地（福島市）



写真―8 楢葉町復興祈念式典～きぼうの木植樹～

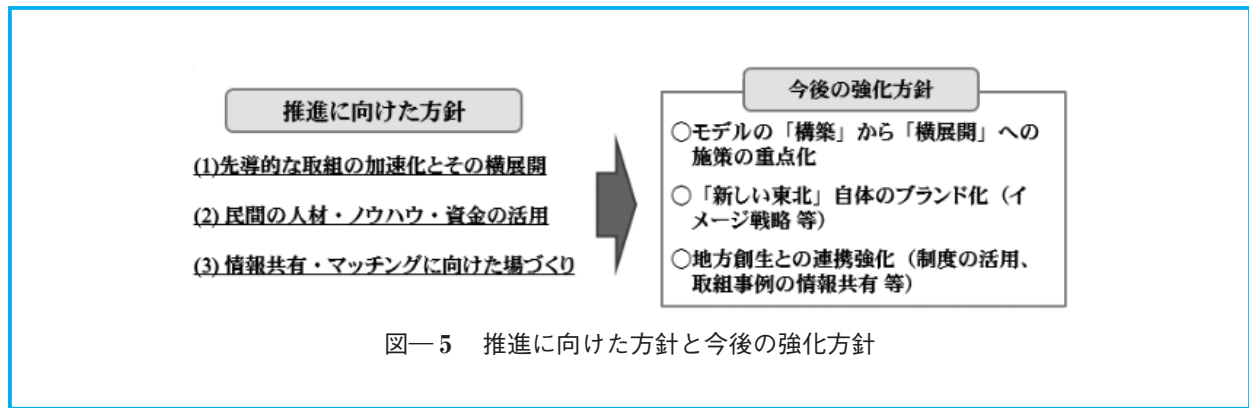


写真―9 住民主体の健康づくりを通じたコミュニティ形成、介護予防（郡山市）



写真―10 ICTで栽培環境をコントロールした野菜工場（会津若松市）

出典：富士通会津若松Akisaiやさい工場



5 関係省庁との連携

復興の加速化に当たっては、関係省庁の協力が不可欠です。例えば、国土交通省では、公共インフラの復旧や住宅再建・まちづくりに加え、広域観光周遊ルートの実証、風評被害対策等の観光復興の取組みが行われています。

また、経済産業省では、廃炉・汚染水対策をはじめ、避難指示解除に向けた環境整備、産業復興や雇用創出等のための取組みが行われています。

環境省では、中間貯蔵施設の施設整備や放射性物質汚染廃棄物等の処理に向けた取組みが行われています。

このように、各省庁において、被災地の復興に向けた取組みが行われており、復興庁は引き続き、司令塔として、各省庁と緊密に連携を図ってまいります。

6 おわりに

集中復興期間は残りわずかとなり、平成28年度からは後期5カ年の「復興・創生期間」を迎えることとなります。東北の復興なくして日本の再生はありません。被災者の方々の心に寄り添い、一日も早い復興に向け、引き続き、復興の加速化に取り組んでまいります。